

平成 年 第 号

(基本事件番号：高知地方裁判所平成 年 第 号，高松高等裁判所平成 年(う)第 号，最高裁判所平成 年 第 号)

決 定

[Redacted]

申立人 [Redacted]

[Redacted]

上記の者に対する公務執行妨害被告事件について，当裁判所が第一審として言い渡した判決，高松高等裁判所が控訴審として言い渡した判決及び最高裁判所が上告審としてした決定中，訴訟費用の負担を命ずる各裁判に対し，申立人から上記各裁判の執行免除の申立てがあったが，当裁判所はその申立てを理由がないものと認め，次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを棄却する。

平成28年6月27日

高知地方裁判所刑事部

裁 判 官 山 田 裕 文

これは謄本である

同日同庁

裁判所書記官 [Redacted]